

# 公立大学法人金沢美術工芸大学利益相反マネジメント規程

令和 8 年 4 月 1 日

令和 8 年規程第 2 号

## (目的)

第 1 条 この規程は、公立大学法人金沢美術工芸大学利益相反ポリシーの定めに基づき、公立大学法人金沢美術工芸大学（以下「本学」という。）及び本学の役職員等の利益相反を適切に管理することを目的とする。

## (用語の意義)

第 2 条 この規程において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「役職員等」とは、本学の常勤の役員、就業規則第 2 条に定める教職員及び第 4 条に規定する会議が指定する者をいう。
- (2) 「企業等」とは、企業、国若しくは地方公共団体の行政機関又はその他の団体をいう。
- (3) 「個人としての利益相反」とは、役職員等個人が社会連携活動に伴って得る利益と本学における職務上の責任が相反する状態をいう。
- (4) 「責務相反」とは、役職員等が兼業活動により他の企業等に職務遂行責任を負っていて、本学における職務遂行責任と他の企業等に対する職務遂行責任が対立する状態をいう。
- (5) 「組織としての利益相反」とは、本学が社会連携活動に伴って得る利益と本学の社会的責任が相反する状態をいう。

## (利益相反マネジメントの対象)

第 3 条 個人としての利益相反マネジメントは、次の各号に掲げる状態を対象として行うものとし、責務相反についてもマネジメントの対象とする。

- (1) 社会連携活動に関与する企業等から一定額以上の金銭（報酬、給与、謝金、ロイヤリティ等）又は便益の供与（物品、設備等）を受けする場合
- (2) 社会連携活動に関与する企業等の一定比率以上の株式等を保有する場合

- (3) 社会連携活動に関与する企業等を兼業する場合
- (4) その他次条に規定する会議が対象とすることを認める場合

2 組織としての利益相反マネジメントは、次の各号に掲げる状態を対象として行うものとする。

- (1) 本学が企業等と一定額以上の社会連携活動を行う場合
- (2) 本学が企業等と包括連携契約を締結する場合
- (3) 本学が企業の株式等を保有する場合
- (4) 本学の役員その他別に定める者が、企業等と個人としての利益相反の状態にある場合
- (5) その他次条に規定する会議が対象とすることを認める場合  
(利益相反マネジメントの審議)

第4条 利益相反を適正にマネジメントするため、本学における次の各号に掲げる事項の審議は、公立大学法人金沢美術工芸大学における公的資金による研究活動に係る不正行為の防止等に関する規程（以下「不正行為防止規程」という。）第19条に定める研究不正行為防止推進会議（以下「会議」という。）が行う。

- (1) 利益相反による問題を抑えるための施策の策定に関すること
- (2) 利益相反マネジメントのための調査及びその手続に関すること
- (3) 利益相反に関して個々のケースが本学として許容できるか否かに関すること
- (4) 利益相反に関して個々のケースで助言すべき内容に関すること
- (5) 利益相反に関する社会への情報公開に関すること
- (6) その他本学の利益相反に関する重要事項  
(利益相反マネジメントのための調査)

第5条 前条第2号に規定する調査は、次の各号に掲げる方法により実施する。

- (1) 利益相反自己申告書
- (2) 企業等に係る情報収集
- (3) 事情聴取
- (4) 助言指導
- (5) 状況観察
- (6) その他利益相反マネジメントのための調査に必要と認める方法  
(審査、勧告等の手続)

第6条 会議は、前条の規定により実施した調査に基づき、利益相反状況を審査し、役職員等並びに組織としての利益相反に関して大学として許容できるか否かについて審議する。

2 会議は、改善が必要な活動を行う者に対しては、改善勧告を行うものとする。

3 会議は、前項の改善勧告を行った場合は、当該活動を行う者の状況を観察する。

4 第2項の規定により改善勧告を受けた者は、当該勧告に不服があるときは、申出により会議に再審査を請求することができる。

5 会議は、前項の再審査の請求を受けたときは、速やかに再審査を行うものとする。

6 会議は、再審査の請求に係る活動について、改善の必要有無を審議し、結果を学長に報告する。

7 学長は、前項の報告を受けた場合において当該活動について改善が必要であると認めるときは、当該活動を行う者に対して改善を命じ、改善が必要でないと認めるときは、改善勧告を取消し、その旨を当該活動を行う者に通知する。

8 会議は、第1項の審議及び第5項の再審査に当たり、第11条に定める利益相反アドバイザリーボードに事前に諮問し、その答申を踏まえて決定を行うものとする。

(意見の聴取)

第7条 会議は、会議が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(学外への情報公開)

第8条 会議は、本学の利益相反に関する情報を必要な範囲で学外に公表することにより、社会に対する説明責任を果たすものとする。

2 利益相反に関する学外からの調査等に対しては、会議が対応する。

3 会議は、学外への情報公開に当たって、役職員等及びその他の者の個人情報の保護に留意するものとする。

(アドバイザリーボードの設置)

第9条 学長は、利益相反に関する審議の適正性と客観性を担保するため、必要に応じ、利益相反アドバイザリーボード（以下「アドバイザリーボード」という。）を置く。

(アドバイザリーボードの業務)

第10条 アドバイザリーボードは、次の各号に掲げる業務を行う。

(1) 個人としての利益相反に関する会議の諮問に対する答申

(2) 組織としての利益相反に関する会議の諮問に対する答申

(3) その他会議により付託される業務

(アドバイザーボードの組織)

第 11 条 アドバイザーボードは、学長が委嘱する学外の専門家若干名の委員をもって組織する。

(相談室の設置)

第 12 条 利益相反問題を未然に防ぐために、役職員等の相談窓口として、会議の下に利益相反相談室（以下「相談室」という。）を置き、この窓口は、不正行為防止規程第 20 条に定める受付窓口が担うものとする。

(相談室の組織)

第 13 条 相談室は、利益相反アドバイザー 1 名及び学内の教職員からなる若干名をもって組織する。

2 利益相反アドバイザーは、学外の専門家から学長が委嘱する。

(相談室の業務)

第 14 条 相談室は、次の各号に掲げる業務を行う。

(1) 役職員等からの利益相反に関する質問又は相談に対しての必要な調査、助言又は指導に関すること

(2) 業務に関する報告書をまとめ、会議に提出すること

(3) その他会議により付託された利益相反に関する事項の調査、検討及び答申

(委員等の義務)

第 15 条 会議及びアドバイザーボードの委員並びに利益相反アドバイザーは、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職務を退いた後も同様とする。

2 第 7 条の規定により会議に出席を求められた者及び次条の規定により事務を行う者については、前項の規定を準用する。

(事務)

第 16 条 会議、アドバイザーボード及び相談室に関する事務は、教育研究センターが業務内容に応じて、社会共創センター、事務局総務係等の協力を得て行う。

(雑則)

第 17 条 この規程に定めるもののほか、利益相反マネジメントに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。